

令和 8 年度水産加工原材料転換等促進事業補助金

公募要領

1 目的

主要魚種の不漁、輸入原魚の価格高騰等により加工原材料の調達が困難となっている県内水産加工業者に対し、代替魚種への転換や高付加価値商品の製造・開発等を促進するため、必要な経費に対し補助金を交付することにより、水産加工業の安定的な経営の維持及び改善を図ることを目的とします。

※本事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しています。

2 補助対象者

次に掲げるもの全てに該当すること。

ア 茨城県内に水産加工場を有する水産加工業者※であり、次のいずれかに該当する者。

- ・食品衛生法第 55 条に基づく水産製品製造業の許可を有する者。
- ・食品衛生法第 57 条第 1 項に基づく届出を行っている者（水産物を原材料とした食料品を製造する者に限る）。
- ・水産業協同組合法に基づき設立された水産加工業協同組合連合会又は水産加工業協同組合に所属する組合員である者。

イ 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、かつ常時使用する従業員数が 300 人以下であること。

ウ 補助金の交付対象となる事業について、同一事業内容の他の補助金の交付を受けていないこと。

エ 茨城県暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でなく、暴力団及び暴力団員が経営に関与していないこと。

オ 茨城県税に未納がないこと。

カ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てを行っていないこと。

キ その他知事が不適当と認める者でないこと。

※ 県内に水産加工場を有する水産加工業者については、本社所在地が県外であっても対象とします。

3 補助対象事業

代替魚種を活用した新商品開発や既存魚種の高付加価値化に資する事業を対象とします。補助対象経費については、「4 補助対象経費等」のとおりです。

4 補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助額
(1) 県内の水産加工場において、代替魚種等を活用した新商品または高付加価値商品の製造に必要な設備の導入・改修費 ア 代替魚種を活用した商品の開発・製造に必要な加工施設の整備費、改修費、加工資機材購入費 イ 既存魚種を活用した高付加価値商品の開発・製造に必要な加工施設の整備費、改修費、加工資機材購入費 ※施設や資機材の老朽化に伴う単なる更新については、補助対象としません。	1 / 2 以内	上限 10,000 千円 / 1 事業者 下限 500 千円 / 1 事業者
(2) 県内の水産加工場において、代替魚種等を活用した新商品または高付加価値商品の開発及び販路開拓等に必要な経費 ア 原材料、消耗品、資材等購入費 イ 検査・分析、加工製造等外注費 ウ 加工資機材リース料 エ 産地視察・買付やバイヤー、アドバイザー旅費等開発に必要な経費 オ 販路開拓に資する経費 ※ 補助事業の遂行に直接必要な追加的経費に限ります。	1 / 2 以内	上限 5,000 千円 / 1 事業者 下限 250 千円 / 1 事業者

※ (1) (2) 併用の場合は、上限 10,000 千円、下限 250 千円とします。

※ 補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助上限額のいずれか低い額（千円未満切捨て）とします。

※ 交付決定後、事業の縮小等で補助金交付額が下限額を下回った場合、対象期間内の経費であっても補助金は支払われませんので、経費の取扱にはご注意ください。

5 募集期間

令和 8 年 10 月 20 日（火） 9 時 30 分～令和 8 年 11 月 30 日（月） 17 時 00 分

※ 予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

※ 県は申請書類を受理した順に内容確認をし、内容確認が完了したものから順次、交付決定します。

※ 書類に不備や不足がある場合は申請者にその旨を連絡しますので、書類を整備のうえ、再度申請願います。なお、再度申請いただくまでの間に、別の事業者から不備や不足の無い申請書類の提出があった場合、そちらを優先的に確認しますのでご了承ください。

※ 募集期間内において、申請書類等の確認状況に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承ください。

※ 水産加工場が複数ある場合でも、1 事業者につき申請は 1 回限りです（書類不備による再度申請を除く）。

6 申請方法

補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、次の申請先に募集期間内に提出してください。

※ 水産加工場が複数ある場合でも、1事業者につき申請は1回限りです。

※ 申請は電子申請・届出サービスによる申請を原則としますが、書面申請も可能です。

○申請先

茨城県農林水産部漁政課 「13 問い合わせ先」参照

○申請書類

令和8年度水産加工原材料転換等促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付願います。

- ① 事業計画書（別添様式1）
- ② 購入又はリースする加工資機材等のカタログ又は諸元表、見積書（加工資機材等を購入する場合）、事業費積算の根拠資料
- ③ 補助金交付申請日時点で有効な、食品衛生法に基づく水産製品製造業の食品営業許可証の写しまたは食品衛生法に基づく届出を行っていることを証する書類（申請者が加工組合員である場合を除く）
- ④ 誓約書（別添様式2）
- ⑤ 直近2年分の決算報告書の写し
- ⑥ 定款の写し（申請者が加工組合員である場合を除く）
- ⑦ 会社のパンフレット等概要がわかる資料

○申請方法

【電子申請・届出サービスによる申請】

- ① 茨城県農林水産部漁政課のホームページの【申請方法】欄から、いばらき電子申請・届出サービスにアクセスし、メールアドレスを登録（仮申請）。
- ② いばらき電子申請・届出サービスからの返信メールに表示されたURLにアクセスし、案内に従って、必要事項の入力と提出書類を添付（本申請）。

【書面による申請】

申請先まで持参または郵送にて提出

7 審査

申請書類について、以下のとおり審査します。なお、内容に応じて申請者へのヒアリングを実施します。

- ・ 事業者及び事業内容が、本補助金交付要項及び本公募要領の要件を満たしていること。
- ・ 事業内容が適切かつ確実な事業遂行が見込まれること。

8 交付決定時期

書類審査終了後随時

※ 審査の状況に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承ください。

9 事業期間

交付決定日から令和9年2月26日（金）まで

※ 事業期間に「4 補助対象経費」を支出願います。事業期間前または後に支払われた経費は補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

10 実績報告

○提出日

補助事業の完了または廃止承認の日から1か月を経過した日若しくは令和9年2月26日（金）のうちいずれか早い日まで

○提出書類

令和8年度水産加工原材料転換等促進事業補助金実績報告書（様式第7号）に以下の書類を添付願います。

- ① 令和8年度水産加工原材料転換等促進事業実績報告書（別添様式3）
- ② 事業実施状況写真
- ③ 整備した設備の写真
- ④ 納品書・請求書・領収書の写し
- ⑤ 新製品に関する資料
- ⑥ その他、事業実績を確認できる書類

11 実績報告

実績報告の内容確認のため、提出された書類等の原本確認及び必要に応じて現地確認を行い、補助金の額の確定後に補助金を交付します。

※ 支払証拠書類等で確認できないものは、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

※ 補助対象経費を集計して、補助金額を計算する際に、次の点にご注意ください。

- ・ 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がある場合には、補助対象経費から控除してください。
- ・ 代金請求の際に「値引」されている場合は、値引後の金額が補助対象経費となります。補助対象経費と対象外経費が混在した代金の請求で値引きされている場合は、金額の割合に応じて、値引額を補助対象経費から控除してください。

- ・ 商慣習により、振込手数料分を請求金額から控除して代金を支払う場合があります（振込手数料相手方負担）。振込手数料分を相手方が負担している場合は、補助対象経費からその分を控除することになります。
- ・ 加工資機材等を購入する場合、既存設備の撤去等に伴う売却益、下取り益が発生した際は、その分を補助対象経費から控除することとなります。
- ・ 公租公課等の間接的な経費及び補助対象経費と他の経費との区別ができないもの（他の経費と一括で請求され、明細書等による内訳の確認ができない場合等）は対象外となります。

1 2 留意事項

（１）申請回数

１事業者あたり１回限りです。

（２）申請書類等の確認

申請書類等の内容について確認が必要と認めるときは、県が他の官公署等に照会することがあります。

（３）調査等

事業実施にあたり、必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、文書を提出させ、又は実地調査を行うことがあります。

（４）補助金の返還

次のいずれかに該当する場合、補助金の返還を命じます。

- ・ 補助事業者又は事業内容が要件を満たさないと判明した場合
- ・ 補助対象経費以外に補助金を使用した場合
- ・ 事前承認なく事業内容を変更した場合
- ・ 実績報告書等に虚偽があった場合

（５）申請書類の保管

申請者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して５年間保管し、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出する必要があります。

1 3 問い合わせ先

● 担当課

〒301-8555 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

農林水産部 漁政課 企画調整グループ

TEL：029-301-4070 FAX：029-301-4089

E-mail：gyo-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp